愛知県環境審議会総合政策部会会議録

- 1 日時 平成24年3月28日(水) 午後1時30分から午後2時10分まで
- 2 場所 愛知県自治センター4階 大会議室
- 3 議事
- (1) 愛知県における環境影響評価制度のあり方について(中間とりまとめ)
- (2) その他
- 4 出席者

委員11名、専門委員3名、説明のために出席した職員8名

- 5 傍聴人 4名
- 6 会議内容
 - ・ 議事録の署名について、青木部会長が田中委員と中村委員を指名した。
- (1) 愛知県における環境影響評価制度のあり方について(中間とりまとめ)
 - 資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、参考資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【吉久委員】 資料1の風力発電所の追加のところで、前回部会における指摘事項として「国の考え方を示すこと。」と記載されているが、「中間とりまとめ (案)」の内容では総出力 0.75 万k W未満は対象ではなく、風力発電施設を1基設置するだけでは対象とならないことが心配である旨の発言をした。別添資料の裏面の参考資料に、県内の風力発電所の設置状況として、アセスの対象となる総出力 0.75 万k W以上の施設は3か所で稼動していることが示されている。それより総出力が小さくアセスの対象とならない施設でも苦情は生じているが、それでよいかという意味である。

この点については、この資料の下の部分に記載されているように、豊橋市と新城市では風力発電所に係るガイドラインを制定しており、その対象を 100 k W以上としているとのことである。手続として住民等への説明も含まれており、こういったガイドラインがあれば、環境アセスメントの対象が総出力 0.75 万 k W以上でもよいかと考える。

【稲垣委員】 「パブリック・コメント」を実施するということであるので、細かい

点を含めて指摘したい。

1点目は、資料2の3ページの「ウ(イ)評価方法」の中で、「また、」 と記載されているが、前段とは別の内容に思われてしまう。前段を具体 的に説明する内容であるので、「また、」の部分を修正されたい。

2点目は、5ページの「オ 手続の仕組」で、「市町村長」という語句がいくつか使われているが、6ページの「(エ) 知事等の関与」の中で「なお、市町村長の範囲については」と語句の説明がされている。市町村長の説明については、「(エ) 知事等の関与」のみに係るものでなく、「オ 手続の仕組」の全体に係る内容であるので、「なお、」の位置をずらすなどして、修正されたい。

3点目は、7ページの「(3)電子縦覧」において「関係市町村」という語句があるが、「市町村」と「関係市町村」の違いを整理するとわかりやすくなると思われる。

- 【青木部会長】 1点目の指摘については、「また、」を削除すればよいと思われる。 2点目の指摘について、「(エ) 知事等の関与」の中で記載している理 由はあるか。
- 【事務局】 委員の指摘のとおりであるので、「なお、」から始まる段落の前に1行空け、「オ 手続の仕組」全体に係ることがわかるようにする。

3点目の指摘について、「関係都道府県又は関係市町村」という文言は、改正法における記述である。

- 【広田委員】 資料2の15ページの右下の(注)で、「できる規定」と記載されているが、どのような意味か。
- 【事務局】 条文等の規定において、「~することができる」や、「~するよう努める」、「必要に応じて~する」とされた規定のことであり、点線や点矢印で示した。
- 【青木部会長】 「できる規定」という表現が一般的であるかという質問だと思われる。
- 【広田委員】 もう少し一般の方にわかりやすい表現がよいと思われる。 また、点線の太さの違いは何か。
- 【事務局】 点線の太さについては、その上の(注)にあるように、網掛け・太矢印・太点矢印は、現行制度からの変更事項である。事後調査については、現行制度であるため細い点線で示している。
- 【広田委員】 配慮書の意見聴取の手続については点線で示されているが、意見を聴取しなくてもよいということか。
- 【事務局】 配慮書の案又は配慮書について、意見を求めるように努めなければならないという法の規定を表したものである。
- 【大東委員】 資料2の12ページで、「戦略的環境アセスメント(SEA)」という 文言について、今回の法改正はいわゆるSEAではないということで追

記したとのことであるが、SEAそのものが一般の人にどこまで理解されているかということもある。SEAそのものの解説があるとわかりやすいのではないか。

- 【事務局】 欄外等に、戦略的環境アセスメントの内容がわかるように注釈を付け たい。具体的な文言については、部会長と調整させていただきたい。
- 【青木部会長】 文言が長くなるようであれば注釈として、短く表現できれば修飾するなどして補うようする。文言についてはお任せいただきたい。
- 【大東委員】 参考資料 2 − 2 の環境省のパンフレットにある 7 ページのトピック 3 の記述を参考にしていただきたい。
- 【青木部会長】 それでは、SEAの説明も含め、この「中間とりまとめ(案)」の 修正の文言等については、私にお任せいただいてよろしいか。

【各委員】 異議なし。

【青木部会長】 修正については私に一任いただいた上で「中間とりまとめ」とし、 「パブリック・コメント」を実施することとする。

(2) その他

・ 「パブリック・コメント」の具体的な実施期間を部会長と事務局で調整する ことについて、青木部会長が委員に諮り、了承を得た。